

富田林市LGBTQ・ALLYカンパニー認定制度実施要領

令和5年8月1日

1. 目的

この要領は、LGBTQ（性的マイノリティ）当事者が抱える課題の解決や理解の促進、また市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の普及促進のため、ALLY（アライ・LGBTQ 支援者）として市と共に歩む、または歩もうとする企業・団体等を市が ALLY カンパニーとして認定し、その取組を広く公表することにより、すべての市民が自分らしく、安心して暮らすことができるまちの実現をめざすものである。

2. 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) LGBTQ 性的マイノリティ当事者をいう。

Lesbian	レズビアン・女性同性愛者
Gay	ゲイ・男性同性愛者
Bisexual	バイセクシュアル・両性愛者
Transgender	トランスジェンダー・心と身体の性が異なる人
Questioning	クエスチョニング・性自認や性的指向が定まらない人や定めない人
Queer	クィア・性的マイノリティの人を包括する言葉

(2) ALLY 多様な性自認や性的指向に関する社会課題を知り、その解決に向けて、LGBTQ当事者を理解、及び支援しようとする者をいう。

3. 対象者

申請できる者は、市内に事業所等を置く企業・団体等とする。

4. 認定基準

市長は、申請のあった企業・団体等（以下「申請者」という。）のうち、次のいずれにも該当する者を ALLY カンパニーとして認定する。

- (1) ALLYとして、多様な性自認や性的指向に関する社会課題を知り、その解決に向けて、LGBTQ当事者を理解、及び支援しようとする者。
- (2) 市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨に賛同する者。
- (3) 市ウェブサイトに掲載する資料・動画等の閲覧等により、LGBTQに対する理解を深めた者。

5. 申請内容

申請者は、富田林市LGBTQ・ALLYカンパニー認定申請書（様式第1号）等により、次の内容を市長に提出するものとする。

(1) 企業・団体等の概要	① 名称
	② 代表者名
	③ 所在地
	④ 電話番号
	⑤ ウェブサイトのURL
	⑥ 事業概要
	⑦ 企業・団体等の画像
(2) 企業・団体等の取組	① LGBTQの課題解決や理解促進に向けて取り組んでいること(ある場合)
	② 「市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」の提示により受けられるサービス(ある場合)
	③ その他、市のLGBTQ施策と連携・協力が可能なこと(ある場合)
	④ 認定に向けた一言メッセージ(必須)
(3) 担当者	① 所属部署
	② 氏名
	③ 電話番号
	④ メールアドレス

6. 認定

1. 市長は、申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、「4.認定基準」を満たすと認めた場合は、ALLYカンパニーとして認定し、富田林市LGBTQ・ALLYカンパニー認定通知書（様式第2号）により、その旨を通知する。
2. 市長は、認定を行ったときは、ALLYカンパニーに対し、富田林市LGBTQ・ALLYカンパニー認定証、及び認定グッズを進呈するとともに、「5.申請内容」の(1)①、及び③～⑦、また(2)①、②、及び④の内容を市ウェブサイト等で公表するなど、ALLYカンパニーの取組を支援する。
3. ALLYカンパニーは、自らALLYカンパニーである旨を積極的に広く公表する（ウェブサイト等における周知や啓発グッズの掲出、ロゴの活用等）とともに、ALLYカンパニーとして、より一層、LGBTQ当事者が抱える課題の解決や理解の促進に努めるものとする。

7. 認定の有効期間

1. ALLYカンパニー認定の有効期間は、認定の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
2. 上記にかかわらず、市長は、本要領の目的達成に支障がないと認める場合は、有効期間を1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

8. 申請内容の変更

ALLYカンパニーは、「5. 申請内容」に変更が生じたときは、富田林市LGBTQ・ALLYカンパニー認定申請変更届出書（様式第3号）等により、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

9. 認定の抹消

市長は、ALLYカンパニーが次のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽、又は不正の手段により認定申請したことが判明した場合
- (2) 法令等に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) 本要領の目的に反する行為があったと判明した場合
- (4) 暴力団、又は暴力団員と密接な関係があることが判明した場合
- (5) 上記のほか、市がALLYカンパニーとして不相当と認める場合

10. 委任

この要領に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。